

会員各位様

一般社団法人日本芸能従事者協会

お知らせ

相談窓口「芸能従事者ハラスメント110番」開設について



「フリーランス・事業者間取引適正化等法」の施行により、業務委託をする事業者にハラスメント防止措置が義務になりました。ほとんどがフリーランスで業務の依頼を受けて働く芸能従事者は、ハラスメントの相談がしやすくなりますが、施行まもなく、まだ円滑にできる状況ではありません。違反の通知をしたり、公的窓口へ相談することに戸惑いのある会員の方を対象に、相談窓口を開設します。

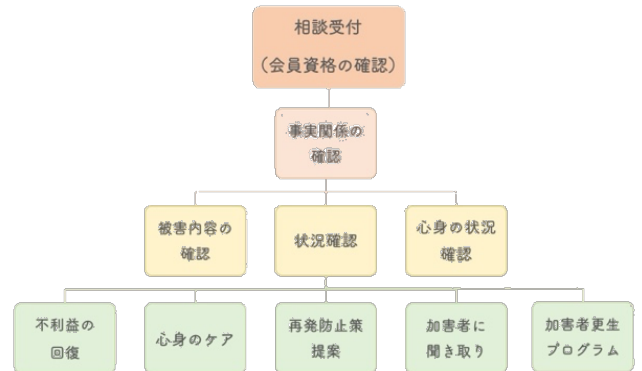
ホームページ：<https://artswokers.jp/harassment110/>
 フリーランス法に定義されたハラスメントをご確認いただいた上で、申請フォームからご連絡をください。何よりもメンタルケアを重視しながら、不利益な取扱いを受けないで、再発防止につながるようにご支援します。



「芸能従事者ハラスメント加害者更生プログラム」開設

ご自身や被害者や雇用側から必要だと言われている方が取り組むグループ・プログラムです。プライバシーを厳守した上で、実績のある講師が確実に実効性のあるプログラムを実施します。

相談対応のフロー



[説明会]

内容、使い方、対象者、料金等の具体的な説明会を開催いたします。ご関心のある方、相談してみたい方など、ご自由にご参加下さい。

[日時] 2024年11月25日(月)午後6時～7時

[参加費] 無料／オンライン

[申込み] 事前にお申し込みをお願いします。

<https://13awj.peatix.com/>

日本芸能従事者協会
説明会

相談窓口
ハラスメント110番
+
加害者更生プログラム

11/25日 18:00-19:00
無料・オンライン

